

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「音楽」、「映像」などの文化を担う一企業であることを強く認識し、「創造の喜びを世界にひろめよう」「BIGGESTよりBESTになろう」「共感を呼ぶ企業にしよう」というスローガンを企業の行動指針とし、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーにとって有意義で、社会的に貢献できる企業体を目指しています。この実現に向け、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題として認識し、コンプライアンスの徹底、内部統制と情報開示の充実による経営の透明性維持に努めています。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| 公益財団法人ローランド芸術文化振興財団 | 2,335,000 | 9.13 |
| TAIYO FUND, L. P. | 1,789,900 | 7.00 |
| 梯 郁太郎 | 1,507,413 | 5.89 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,210,300 | 4.73 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS | 1,119,000 | 4.38 |
| ローランド社員持株会 | 876,133 | 3.43 |
| 株式会社りそな銀行 | 561,400 | 2.20 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 453,500 | 1.77 |
| NORTHERN TRUST CO. AVFC RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS | 436,800 | 1.71 |
| CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB SEC INT NON-TR CLIENT | 385,000 | 1.51 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、大阪 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | その他製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社としてローランド ディー・ジー株式会社を有しており、同社はローランドグループの中でコンピュータ周辺機器事業を担っています。同社とは建物の賃借等の取引があるのみで、親会社としての関与は限定的であり、事業活動や経営判断においては、同社の独立性が保たれていると考えています。当社と同社は、ローランドのブランドを共有し、ともにそのブランド価値を高めていくことで、ローランドグループ全体の価値向上に努めています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|----------------------------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 11名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | |
|-------|----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 佐藤 克昭 | 学者 | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|-------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤 克昭 | ○ | — | 同氏は、長年にわたって企業経営及び経済に関する研究や事業支援に携わっており、その豊富な経験及び幅広い見識から監督及び提言をいただくことにより、当社経営体制の強化に資するとともに、当社及び当社経営陣から独立した立場で一般株主の利益を配慮した行動が期待できると考えています。また、同氏は、当社社外取締役である他に当社との利害関係、取引関係がなく、独立して社外取締役としての職責を果たすことができるものと考えており、このような独立性及び期待される役割から、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しています。 |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人との会合が定期的に行われ、その他、往査内容に応じて監査役が立会い、面談がなされています。内部監査部門については「年間監査計画」立案時に監査役との情報交換があり、効率的な監査が検討されています。監査実施後、「内部監査報告書」が監査役にも配付され説明されています。

| | |
|------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
|------------|--------|

| | |
|------------------------|----|
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(1) | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
| 前川 三喜男 | 公認会計士 | | | | ○ | | | | | |
| 細井 為行 | 弁護士 | | | | ○ | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む) |
|--------|------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前川 三喜男 | ○ | — | 同氏は、長年にわたって公認会計士として企業の会計監査実務に携わっており、その豊富な経験及び幅広い見識から監査をいただくことにより、当社監査体制の強化に資するとともに、当社及び当社経営陣から独立した立場で一般株主の利益を配慮した行動が期待できません。また、同氏は、当社社外監査役である他に当社との利害関係、取引関係がなく、独立して社外監査役としての職責を果たすことができるものと考えており、このような独立性及び期待される役割から、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しています。 |
| 細井 為行 | ○ | — | 同氏は、弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有し、独立した立場から監査いただくことにより、当社監査体制の強化に資するとともに、当社及び当社経営陣から独立した立場で一般株主の利益を配慮した行動が期待できません。また、同氏は、当社社外監査役である他に当社との利害関係、取引関係がなく、独立して社外監査役としての職責を果たすことができるものと考えており、このような独立性及び期待される役割から、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しています。 |

【独立役員関係】

| | |
|-----------------------------------------------------------|----|
| 独立役員の数 更新 | 3名 |
|-----------------------------------------------------------|----|

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

長期的な視点で安定した経営を行うため、インセンティブ付与に関する施策は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

[取締役及び監査役の報酬等の総額(平成24年3月期)]
 取締役 支給人員 11名 支給額 155,336千円
 監査役 支給人員 5名 支給額 34,920千円
 合計 支給人員 16名 支給額 190,256千円
 (うち社外役員 支給人員 3名 支給額 18,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、各取締役の報酬額を取締役会決議により、代表取締役社長に一任し決定しています。報酬額は、各取締役の役割に応じた固定給(月額報酬)と業績(経常利益、純利益等)及び各取締役の役割と担当部門での個別業績等を勘案した変動給(賞与)で構成されています。なお、社外取締役については、個人の経験、見識や役割等に応じた固定給(月額報酬)となっています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会を原則として毎月開催し、事前に審議事項及び報告事項に関する資料を配付しています。また、社外監査役につきましては、監査役会によっても情報の共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しています。当社では、以下のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

1. 取締役の職務執行の状況

- ・経営と執行の分離とともに、迅速な意思決定と業務遂行を目的として、執行役員制度を導入しており、業務執行について執行役員に対して権限委譲を行い、取締役会は経営方針・経営計画の策定と業務執行の監督に注力する体制としています。
- ・取締役の任期を1年とすることで、事業年度における経営責任の明確化を図っています。
- ・管理部門担当取締役を委員長とし、各事業部門長等を委員としたコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しています。委員会は年間4回開催を原則とし、法令順守及びリスク管理の枠組みについて議論、決定が行われています。また、委員会には常勤監査役も出席し、委員会の議事は管理部門担当取締役より逐次取締役会に報告がなされています。
- ・取締役候補者の選定においては、選定基準に基づき代表取締役社長が経営全般に亘る資質を考慮して候補者を取締役会に付議し、その決議によって選定をしています。

2. 監査及び監査役の機能強化の状況

- ・監査役と会計監査人、内部監査部門である監査室が相互に連携し、監査を実施しています。監査役会と会計監査人との会合は定期的に行われ、その他往査内容に応じて監査役が立ち会い、面談がなされています。また、監査室の年間監査計画立案時には、監査役との情報交換があり、効率的な監査が検討されています。内部監査実施後は、内部監査報告書が監査役にも配付され説明されています。
- ・監査役及び監査室による監査にあたっては、効率的で効果的な監査を行うために、必要に応じて経理部、経営管理部といった内部統制に関連する部門と相互に協力体制をとり、情報の共有化を図っています。
- ・当社の内部統制体制は、明確な職務分掌と職務権限ならびに、業務プロセスに織り込まれた牽制機能を基本としています。さらに内部監査の独立部門として監査室を設置し、各業務執行部門及び関係会社の監査を計画的に実施することで、内部統制システムが有効に機能していることを確認するとともに、改善点の指摘に努めています。また法律事務所など、外部の専門家に随時必要に応じて適切な助言と指導を受けられる体制としています。
- ・社外監査役の2名は、いずれも独立役員として指定しています。当社経営陣から独立した立場で、一般株主の利益を配慮した監査活動が期待できます。
- ・監査役の中村健也氏、前川三喜男氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。中村健也氏は、公認会計士事務所での勤務経験を有し、通算20年以上にわたり決算手続き及び財務諸表の作成等の経理業務に従事していました。前川三喜男氏は、公認会計士の資格を有しています。
- ・会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、平成24年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。
 業務を執行した公認会計士の氏名等
 指定有限責任社員 業務執行社員 木村文彦氏、高橋寿佳氏
 会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士10名、会計士補等4名、その他10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役会の意思決定について、当社から独立した視点での監督、提言をいただくため、社外取締役1名と社外監査役2名を選任しています。当該社外取締役と社外監査役は当社及び当社関係会社の出身者ではなく、当社との間に特別な利害関係もないため、いずれも東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立役員として指定しています。社外取締役及び社外監査役は相互に意見交換等の連携を図り、経営の効率性、収益性のみならず、多様なステークホルダーとの関係をも考慮に入れて、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の妥当性、適法性について、それぞれの専門分野の見地から検討を行っています。また、これらの検討にあたっては、必要に応じて監査室、経理部、経営管理部といった内部監査及び内部統制に関連する部門に情報提供や協力を要請できることとしています。

・社外取締役である佐藤克昭氏は、長年にわたって企業経営及び経済に関する研究や事業支援に携わっており、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行監督の局面においては、そうした大所高所からの提言に加えて、独立した立場で一般株主の利益を配慮した行動が期待できます。また、取締役会の意思決定に社外の独立した視点が加わることで、各取締役は取締役会においてより一層の説明責任を果たす必要が生じ、議論がより深まることにより意思決定の妥当性が担保されることが期待されます。また、同氏は、監査役会にも参加するなど、監査役との連携を取ることでより監督機能の強化を図っています。

当社では上記の体制及び取組みの状況を継続していくことで、公正で透明性の高い経営を行い、かつ、企業価値向上に努めることができると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。また、必要に応じて適宜体制を見直すこととし、コーポレート・ガバナンス体制の向上に努めています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の3週間前に発送しています。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日を回避し、より早期に開催するよう努めています。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 議決権行使の利便性を高めるため、パソコンや携帯電話を使用して電磁的方法(インターネット)による議決権行使を採用しています。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会においては、映像機器を活用することにより、事業内容や業績について分かり易くお伝えできるよう努めるとともに、より一層当社の事業に理解を深めていただくため、株主総会の終了後に、ご出席いただいた株主様を対象として、当社製品の電子楽器を使用した演奏会を行っています。 ・招集通知をホームページ上に掲載しています。 ・第38期定時株主総会より、議決権の集計結果をホームページ上に掲載しています。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 中間期及び期末の決算発表直後に、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を開催しています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにIR専用のページ(http://www.roland.co.jp/ir/index.html)を設け、決算短信、中間/通期報告書、定時株主総会招集通知などを掲載しています。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 広報及びIRに関する専任部署として「広報・IR室」を設け、IR活動の充実に努めています。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社では、「共感を呼ぶ企業にしよう」ということをスローガンの1つとして掲げています。社会的、経済的にも、企業としての責任や役割が大きくなっている中で、数多くのステークホルダーに対して有意義な会社であり続けることをその意味合いとして掲げています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境マネジメントシステムに関する国際規格「ISO14001」の認証を、1999年1月に本社工場で取得しました。そして2001年2月までに、電子ピアノ・電子オルガンの生産工場である都田工場、関係会社であるローランドディージー株式会社、そして台湾のRoland Taiwan Electronic Music Corp.も同認証を取得しました。当社では、この国際規格に基づき、「美しい地球との調和をめざして」を環境スローガンとして掲げ、グループを挙げて継続的に環境保全活動に取り組んでいます。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 証券取引に関する法令及び証券取引所の諸規則を順守し、迅速、正確かつ公平な情報開示を継続して行い、あらゆるステークホルダーから適正な評価を得ることを目的として「情報開示規程」を策定しています。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- [取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]
 - ・法令、定款及び企業倫理順守の徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置し、管理部門担当役員が委員長の任にあたります。その基本方針として「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」を策定し、取締役を含めた全従業員の指針とします。
 - ・「役員就業規則」により、取締役として要求される法令順守や行動規範を定め、その順守を義務付けます。
- [取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」、「文書管理規程」及び関連諸規程に基づき、適切に保管、管理を行うとともに情報セキュリティを確保します。
 - ・当社に係る情報を適時、適切に開示するため「情報開示規程」を策定し、管理を行います。
- [損失の危険の管理に関する規程その他の体制]
 - ・当社の業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスク管理基本規程」を策定し、リスク管理委員会を設置します。
 - ・法令や定款に違反する行為については、社内通報制度によりリスクの認識を行い、是正措置及び再発防止策を講じます。
- [取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催することとし、必要に応じて適宜臨時に開催することとします。
 - ・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にします。
 - ・取締役の任期を1年とすることで事業年度における経営責任の明確化を図ります。
- [使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]
 - ・コンプライアンス委員会において、法令、定款及び企業倫理順守の基本方針となる「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」の周知徹底を図るとともに使用人の教育や指導にあたります。
 - ・法令、定款及び企業倫理に違反する行為については、法律事務所を窓口とした社内通報制度を設けることにより速やかに是正措置及び再発防止策を講じる体制を整備し、自浄作用を高めます。また、必要に応じて法律事務所の指導と助言を受けることができる体制とします。
 - ・内部監査部門である監査室において、内部統制の有効性の確認、改善点の指摘を行います。
- [当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]
 - ・創業以来の一貫した基本方針である「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンをローランド・グループ全てに適用する行動指針とします。
 - ・ローランド・グループの関係会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切に管理監督を行える体制とします。
 - ・金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制の整備・構築を推進します。
- [監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項]
 - ・監査役は、監査室の要員に対し、その職務の補助者として必要に応じて、監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。
- [監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項]
 - ・監査室の要員の評価、任命、解任、人事異動については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保します。
- [取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催することとし、事前に審議事項及び報告事項に係わる資料を監査役に配付します。
 - ・監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。
- [その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]
 - ・監査役会、会計監査人と代表取締役による意見交換会を開催するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- [基本的な考え方]

当社は、反社会的勢力に対しては毅然たる態度で一切関係を持たず、いかなる取引も行わないことを基本方針としています。
- [整備状況]
 - ・「ローランド・グループ コンプライアンスガイドライン」において、行動基準の1つとして上記の基本方針を定め、全役職員に周知しています。
 - ・不当要求への対応統括部署である総務・人事部及びコンプライアンス室に、公安委員会に届出した不当要求防止責任者を配置しています。
 - ・企業防衛を目的に設置された「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、対応統括部署が中心となって、反社会的勢力に関する情報収集および知識習得に努めるとともに、不当要求等の事案が発生した場合は、当該協議会、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告および相談を行う体制にしています。
 - ・「静岡県企業防衛対策協議会」より入手した不当要求事例については、社内のイントラネットを通じてタイムリーに全役職員に紹介し、被害防止対策に努めています。
 - ・当社制定の契約書式に暴力団排除条項を設けています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しています。

本プランは、当社株券等に対する保有割合が20%以上となる買付等が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関しての株主の皆様意思を確認することがあります。

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までであり、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されます。

本プランの詳細につきましては以下のホームページアドレスで開示しています。

<http://www.roland.co.jp/ir/plan.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示の体制

(1) 体制図(模式図を別途提出)

(2) 役割

情報取扱責任者：管理部門担当取締役

経営管理部：関係会社情報を含め、証券取引所の適時開示に関する規則（以下、適時開示規則）に係る情報の収集・検証、開示資料の作成・検証および証券取引所への開示

経理部：決算に係る情報の収集・検証、開示資料の作成・検証および証券取引所への開示

経営企画部：経営に係る情報の収集・検証、開示資料の作成・検証、および報道機関への開示

2. 情報の取扱い

(1) 当社では、関係会社を含め情報発信各部門から情報取扱部門である経営管理部、経理部および経営企画部に情報が集約されており、各部門長を通じて情報取扱責任者である管理部門担当取締役へ報告をします。

(2) 情報取扱部門では、「文書管理規程」「ローランドグループインサイダー取引防止規程」「情報開示規程」等の社内規程に基づき必要最小限の人員が情報を共有し管理をします。

(3) 監査室は、それぞれの開示事項の適正性について内部監査を実施し担当取締役・社長に報告をします。

(4) 後日、監査役は、関係する諸法令および適時開示規則に従い、情報が適正に開示されているかを精査し社長に報告をします。

3. 決定事項に関する情報の開示

(1) 情報取扱部門の各部門長は、決定事項に関する情報を情報取扱責任者に報告をします。

(2) 情報取扱責任者は、報告された情報を基に開示事項か否かを決定し、経営管理部または経営企画部へ開示資料の作成および開示の準備を指示をします。

(3) 情報は、取締役会にはかり決議をします。

(4) 開示資料は、経営管理部および情報取扱責任者が確認のうえ、社長の承認を受けをします。

(5) 情報取扱責任者の指示を受け、証券取引所に対する情報は経営管理部、報道機関に対する情報は経営企画部が開示を担当をします。

4. 発生事実に関する情報の開示

(1) 情報発信各部門はもとより、関係会社に対しても「関係会社管理規程」により報告すべき重要事項を周知徹底しており、情報取扱部門に情報が集約をします。

(2) 情報を受けた情報取扱部門は、ただちに情報の整理・検証をおこない、部門長は発生事実に関する情報を情報取扱責任者に報告をします。

(3) 報告された情報を基に情報取扱責任者は、開示事項か否かを決定し、経営管理部または経営企画部へ開示資料の作成を指示をします。

(4) 開示資料は、経営管理部および情報取扱責任者が確認のうえ、社長の承認を受けをします。

(5) 情報取扱責任者の指示を受け、証券取引所に対する情報は経営管理部、報道機関に対する情報は経営企画部が開示を担当をします。

5. 決算に関する情報の開示

(1) 経理部は、関係会社を含む情報発信各部門から決算に係る情報を収集し、とりまとめをします。

(2) 情報は、取締役会にはかり決議をします。

(3) 経理部は、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、業績予想の修正等（以下、決算開示資料）を作成・検証をします。

(4) 決算開示資料は、情報取扱責任者が確認のうえ、社長の承認を受けをします。

(5) 情報取扱責任者の指示を受け、金融庁および証券取引所に対しては経理部、報道機関に対しては経営企画部が開示を担当をします。

6. 今後について

当社は、今後についても会社法・金融商品取引法等関係諸法令および適時開示規則等に従って重要な情報を正確かつ迅速に開示していきま

す。

1. 情報開示の体制

(1) 体制図

